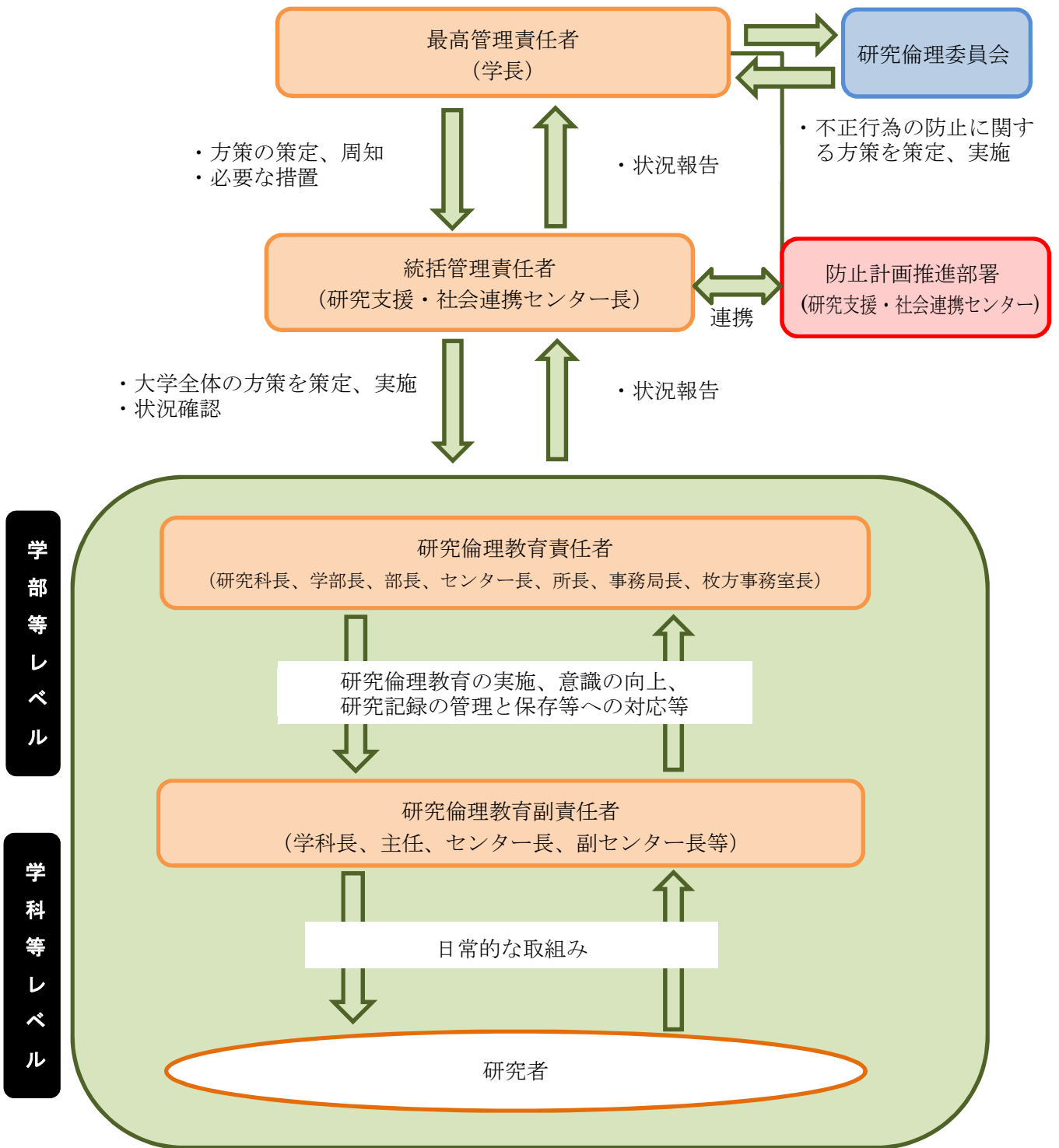


摂南大学における研究活動に係る不正行為防止に関する責任体系



※各責任者の職名と役割は次ページ以降に記載

※根拠規定「摂南大学における研究活動に係る不正行為防止に関する規定」

責任者 / 職名	役割
○最高管理責任者 学長	1 大学全体を統括し、研究活動における不正行為の防止について最終責任を負う。 2 不正行為を防止する方策を策定・周知するとともに、それらを実施するために必要な措置を講じる。また、統括管理責任者および研究倫理教育責任者が責任を持って不正行為の防止が行えるよう、適切にリーダーシップを発揮する。
○統括管理責任者 研究支援・社会連携 センター長	1 最高管理責任者を補佐し、研究活動における不正行為の防止について大学全体を統括する実質的な責任と権限を持つ。 2 不正行為を防止する対策の組織横断的な体制を統括する責任者であり、大学全体の方策を策定・実施し、実施状況を確認するとともに、実施状況を最高管理責任者に報告する。
○研究倫理教育責任者 (学園規定上の「上長」) 研究科長、 学部長、 教務部長、 学生部長、 グローバル教育センター長、 地域医療研究センター長、 地域総合研究所長、 事務局長 (寝屋川事務系職員)、 枚方事務室長 (枚方事務系職員)	1 各研究科・各学部等の研究活動における不正行為を防止する方策の実質的な責任と権限を持つ。 2 不正行為の防止を図るため、各研究科・各学部等内の研究活動に関わる研究者等に対し、つぎに掲げる取り組みを実施し、必要と認める場合、研究者等に対して改善を求める他、必要な措置を講ずる。 イ 研究者等 (学生を含む) に対する研究倫理教育の実施 ロ 研究者等 (学生を含む) に対する研究倫理に関する意識の向上 ハ 実験・観察記録ノート等の記録媒体の作成 (方法等を含む) と保管に関する事項 ニ 実験試料・試薬の保存に関する事項 ホ 論文作成の際の各研究者間における役割分担・責任関係の明確化に関する事項 ヘ 研究活動における不正行為を防止する研究環境の整備に関する事項 ト 研究成果発表における適切な手続に関する事項 チ その他、研究活動に関して守るべき作法に関する事項

責任者 / 職名	役割
<p>○研究倫理教育副責任者 ※</p> <p>学科長、 理工学部基礎理工学機構主任、 理工学部テクノセンター長、 融合科学研究所長、 教職支援センター主任、 教育イノベーションセンター長あるいは副センター長 ※、 ラーニングセンター副センター長、 スポーツ振興センター長、 地域医療研究センター副センター長、 地域総合研究所副所長、 研究支援・社会連携センター課長 (事務系職員)</p> <p>※研究倫理教育副責任者は、本学園の「組織規定」上、当該組織長が上部組織の長を兼務する場合においては、当該組織の長ではなく副長にあたる者が研究倫理教育副責任者となることとする。</p>	<p>1 必要に応じて研究倫理教育責任者を補佐し、日常的な管理・監督を行う。</p> <p>2 研究倫理教育責任者の指示の下、自己の管理監督または指導する部局等における対策に関し、実効的な実施を行い、日常的な取り組みを行う。</p>